

函 企 画

令和8年(2026年)4月17日

総務常任委員会委員 各位

企 画 部 長

函館市特定居住促進計画の配付について

このことについて、標記計画を策定いたしましたので、別添のとおり配付いたします。

〔 企画部移住・人口減担当
電話 21 - 3687 〕

函館市特定居住促進計画

令和8年(2026年)4月公表

都道府県名	北海道	市町村名	函館市	計画期間	令和8年(2026年)4月～ 令和13年(2031年)3月
-------	-----	------	-----	------	----------------------------------

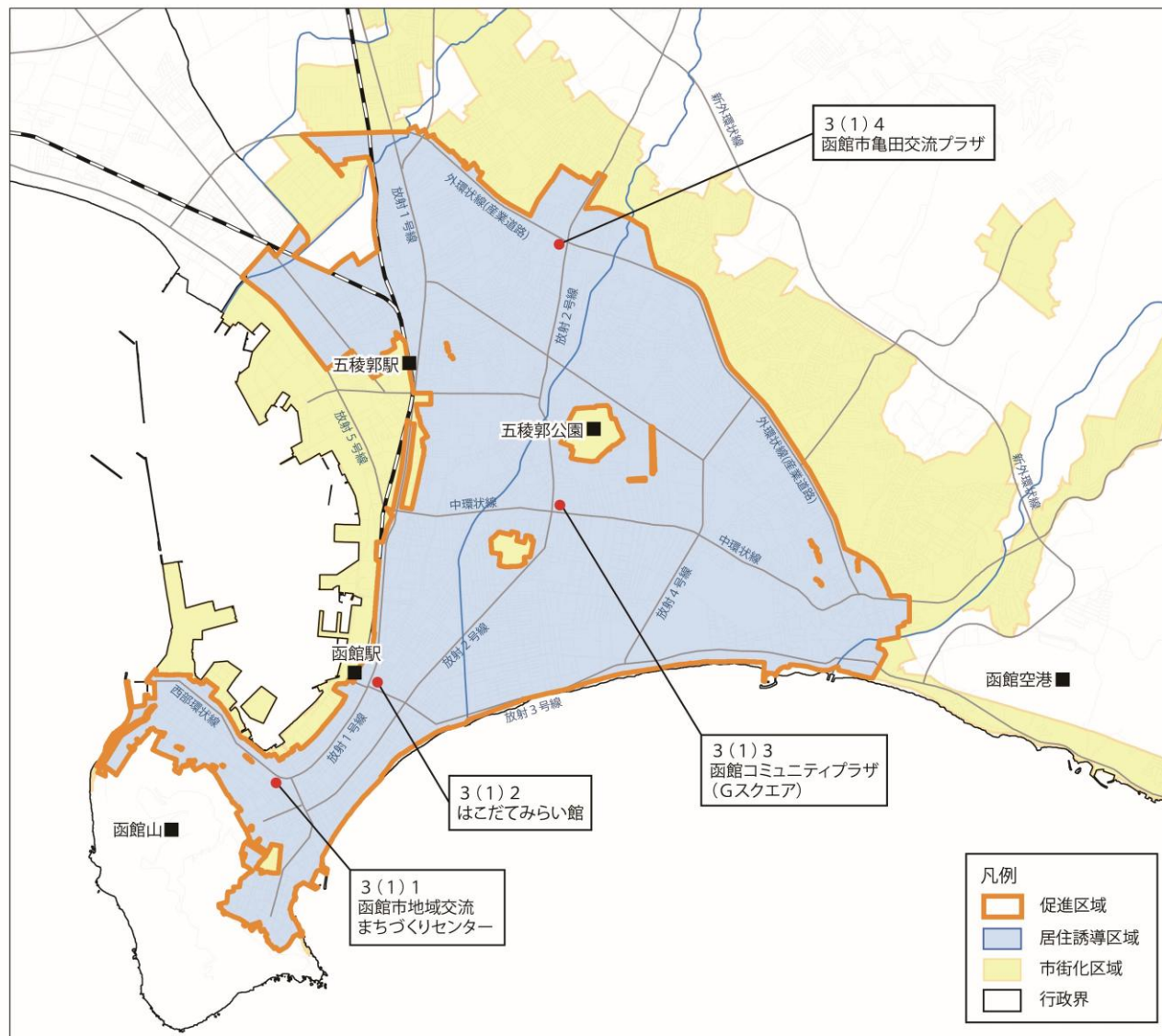
1. 特定居住促進区域



函館市全域



〈特定居住促進区域について〉
函館市立地適正化計画における居住誘導区域とする。



2. 特定居住の促進に関する基本的な方針

(1) 基本方針

函館市は、美しい夜景と異国情緒あふれる街並みにより国内外の観光客に人気の国際観光都市である。三方を海に囲まれた地形の恩恵で新鮮な海産物に恵まれ、北海道内では比較的温暖で降雪も少なく、夏の平均気温は23℃前後と年間を通じ過ごしやすい気候である。北海道新幹線や市中心部から車で約20分の位置にある空港など交通アクセスが良好であり、子育て環境・医療機関・福祉施設が充実しており、豊かな自然と都市の利便性が共存する暮らしやすい都市である。

しかしながら、本市は全国的にも早いスピードで人口減少が進行しており、令和7年（2025年）2月に改訂した「函館市人口ビジョン」では、2070年には、令和2年（2020年）と比較して、本市の人口が約5割から7割減少すると推計しており、人口減少が進むことによって、地域経済の縮小、労働力人口の減少、地域コミュニティの機能低下、さらには公共サービスの低下といった影響が及ぶことが懸念されている。

こうした地域課題の解決の糸口として、二地域居住者が新たな担い手となり地域活性化に寄与することが期待されるため、居住先として本市が多くの人に選ばれるまちとなるよう誘致を行うものであり、とりわけ「転出超過となっている若い世代」「観光・避暑を目的としたテレワーカー」「大都市圏において増加が見込まれるアクティブシニア¹」を重視しつつ、二地域居住者のため「住まいの充実」「なりわい（仕事）の支援」「コミュニティへの参画促進」に取り組み、人口減少による影響を緩和し、将来にわたって誰もが快適で豊かな暮らしを送ることができる地域社会を目指す。

¹ アクティブシニア 心身ともに元気で趣味や社会活動に意欲的な高齢者層

法律²では二地域居住を「特定居住（当該地域外に住所を有する者が定期的な滞在のため当該地域内に居所を定めることをいう。）」として定義

² 令和6年（2024年）5月15日に成立した広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第31号）

(2) 目標

- 函館市が主催または共催する地域住民との交流事業での二地域居住者参加者数 5年間で30人
- 二地域居住の相談件数 5年間で60件
- お試し居住事業参加者数 5年間で50件

※ 上記方針に基づく取り組みは、持続可能な開発目標（SDGs）のうち「11 住み続けられるまちづくり」と関連するものであり、本計画の推進がSDGsの推進に資するものとする。

SDGs：持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、2015年9月に国連サミットで採択された、持続可能でよりよい世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成された2030年までの先進国を含む国際社会共通の目標。



3. 特定居住拠点施設の整備に関する事項

(1) 特定居住拠点施設

No	区分	名称	所在地	都市計画等の状況	整備内容	整備主体	整備期間
1	交流施設, 事務所	函館市地域交流まちづくりセンター	函館市末広町4-19	商業地域	整備済	市	平成17年度(2005年度) ～ 平成18年度(2006年度)
2	交流施設, 事務所	はこだてみらい館	函館市若松町20-1 キラリス函館3F	商業地域	整備済	市	平成26年度(2014年度) ～ 平成28年度(2016年度)
3	交流施設, 事務所	函館コミュニティプラザ (Gスクエア)	函館市本町24-1 シエスタハコダテ4F	商業地域	整備済	市	平成26年度(2014年度) ～ 平成28年度(2016年度)
4	交流施設	函館市亀田交流プラザ	函館市美原1丁目26-12	商業地域	整備済	市	平成28年度(2016年度) ～ 令和元年度(2019年度)

(2) 用途特例適用要件に関する事項 (特定行政庁の同意: 年 月 日) 適用なし

(3) 公的賃貸住宅等整備事業 適用なし

4. 特定居住者の生活の利便性の向上または就業の機会の創出に資するため必要な施設の整備に関する事項

(1) 関連施設

・なし

(2) 用途特例適用要件に関する事項（特定行政庁の同意： 年 月 日）

・適用なし

5. 施設の整備に関する事項と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業または事務に関する事項

- 情報発信・相談対応
 - 検討者への情報発信および相談対応
 - 市外在住者へのPR
- 交流促進
 - 二地域居住者が参加できる地域イベントの情報提供
 - 地域住民との交流の場の創出
- きっかけづくり
 - お試し居住の実施
 - アーティストインレジデンス事業の実施
- 住宅支援
 - 空き家バンクなどによる住まいの情報提供
 - 特定公共賃貸住宅における空き住戸の活用検討
 - 民間事業者との連携による空き家の利活用
- 多様な働き方への支援
 - スポットワークの促進
 - サテライトオフィス開設の支援
- 教育環境整備
 - 学校や認定こども園等の一時的な就学・就園受入れの検討

6. 施設の整備に関する事業と拠点施設関連基盤整備事業との連携に関する事項

- ・適用なし

※社会資本整備総合整備計画（広域的地域活性化基盤整備計画）により拠点施設関連基盤施設整備事業を実施する場合に記載。

計画の名称，計画の期間，交付対象，連携都道府県

7. その他

（1）都道府県知事への意見聴取

令和8年3月16日

（2）特定居住推進区域内の意見を反映するために必要な措置に関する事項

パブリックコメントの実施：令和8年2月2日～3月3日

（3）都市計画との調和に関する事項

3の各拠点施設を立地するエリアは，商業業務機能の集積を図るよう函館圏都市計画区域マスタープランおよび函館市都市計画マスタープランに位置づけており，当該拠点施設の立地は計画に支障ないとする。